

一般社団法人 日本免震構造協会

建築基準法に基づく性能評価業務のご案内



社団法人日本免震構造協会（以下「JSSI」(The Japan Society of Seismic Isolation) という。）は、平成 16 年 12 月 24 日から、国土交通大臣指定性能評価機関（指定番号：国土交通大臣第 23 号）として、建築基準法に基づく性能評価業務を行っています。

■ 性能評価業務について

◇ 業務内容

建築基準法の性能規定に適合することについて、一般的な検証方法以外の方法で検証した構造方法や建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 の規定に基づき、国土交通大臣が認定を行いますが、これは JSSI 等の指定性能評価機関が行う性能評価に基づいています。

◇ 業務範囲

JSSI が性能評価業務を行う範囲は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第 59 条各号に定める区分のうち次に掲げるものです。

① 第 2 号の 2 の区分

建築基準法第 20 条第三号口の規定による免震建築物等の時刻歴応答解析を用いた建築物、または建築基準法第 20 条第一号の規定による高さが 60m を超える超高層建築物の性能評価

② 第 6 号の区分

建築基準法第 37 条第 2 項の認定に係る免震材料等の建築材料の性能評価

◇ 業務区域

日本及び外国の全域とします。

■ 性能評価委員会

JSSI では、性能評価業務の実施に当たり、区分毎に専門の審査委員会を設けています。

構造性能評価委員会

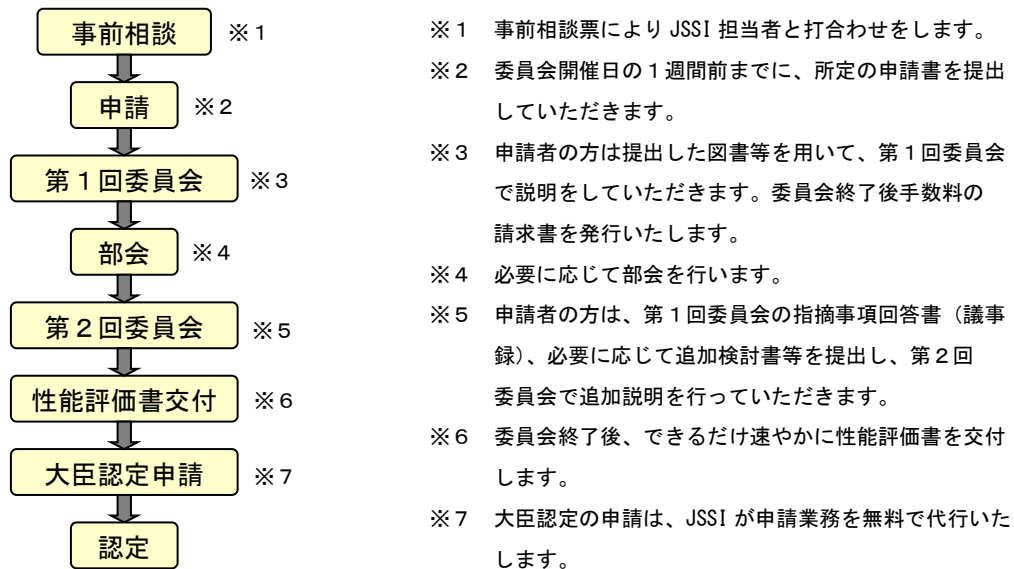
委員長 壁谷澤寿海（東京大学）
副委員長 田才 晃（横浜国立大学）
委員 楠 浩一（東京大学）
島崎 和司（神奈川大学）
久田 嘉章（工学院大学）
元結正次郎（東京工業大学）

材料性能評価委員会

委員長 高山 峯夫（福岡大学）
委員 田村 和夫（元千葉工業大学）
西村 功（東京都市大学）
秦 一平（日本大学）

性能評価の手順

性能評価は概略次の様な手順により行います。



◇事前相談等

メール、電話、Fax、ご来社など、JSSI 性能評価業務部にお気軽にご相談ください。

事前相談票（第2号の2用：JSSI-A-46、第6号用：JSSI-A-31）をホームページからダウンロードして必要事項をご記入ください。事前相談票により JSSI 性能評価業務部の担当者と打合わせします。

申請に際しましては、以下の規程等を必ずお読みください。

- ①性能評価業務規程 (JSSI-A-01)
- ②性能評価業務約款 (JSSI-A-02)
- ③性能評価申請書 (JSSI-A-05)
- ④該当する業務方法書
 - ・区分2の2(建築物)関係
時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書 (JSSI-A-04)
 - ・区分6(建築材料)関係
建築材料の品質性能評価業務方法書 (JSSI-A-03)
- ⑤該当する性能評価申請要領
 - ・区分2の2(建築物)関係
構造性能評価申請要領 (JSSI-A-40)
 - ・区分6(建築材料)関係
材料性能評価申請要領 (JSSI-A-30)
- ⑥手数料一覧表 (JSSI-A-06)

◇性能評価の申請

委員会開催日の1週間前までに性能評価申請書、及び性能評価用概要書（別添・別表等）を JSSI 性能評価業務部に提出していただきます。性能評価用概要書の内容、作成方法及び部数は、該当する性能評価申請要領によります。

◇性能評価委員会

各性能評価委員会は毎月1回開催され、性能評価案件の申請受付並びに性能評価用提出図書の審査を行います。性能評価用提出図書は第1回委員会開催日の前日午後5時までに JSSI 性能評価業務部へ提出してください。審査の手順は、次のとおりです。

①第1回委員会

申請者、説明者の方は審査委員会で性能評価用提出図書を用いて説明を行っていただきます。所

要時間は、各委員からの質疑応答を含めて30分～1時間程度です。説明者側の出席者は6名以内として下さい。

質疑の内容によっては、追加の検討事項が発生する場合があります。次回の委員会までに指摘事項回答書（議事録）、追加検討書、訂正事項一覧表及び訂正された資料を準備して、性能評価業務部と打合わせを行います。

第1回委員会終了後、申請者宛てに JSSI 性能評価業務部から評価手数料の請求書を送付させていただきます。

②部会

第1回委員会の結果によっては、必要に応じて部会を開催します。部会は原則として、2人の評価員が担当して、2時間程度行われます。なお、特に問題のない案件については、部会及び次回の委員会を省略し、性能評価業務部との打合わせを経て、決裁を行う場合もあります。

③第2回委員会

申請者、設計説明者の方は、第1回委員会の指摘事項回答書（議事録）、必要に応じて部会の指摘事項検討書、追加検討書、訂正事項一覧表及び訂正された資料を提出して、委員会で追加説明をしていただきます。第2回委員会です承された場合、事務手続きを経て、できるだけ速やかに性能評価書（JSSI-A-07）を発行いたします。この段階で審査は終了となりますが、この時点までに申請者は評価手数料を JSSI 事務局にお振込みください。

（手数料が振り込まれていない場合、性能評価書が交付できないことがあります。）

◇大臣認定の申請

性能評価書の交付後、国土交通省に大臣認定の申請をしていただくこととなります。

JSSI では、認定申請の代行業務を無料で実施しております。当協会に委託する場合には、委任状をそえて性能評価業務部にお申し出ください。

◇最終版資料の提出

委員会において性能評価書が発行された案件については、指摘事項回答書（議事録）、追加検討書、訂正事項一覧表及び訂正された資料を、最終版の資料に綴じ込んで2部作成し、性能評価業務部に提出していただきます。最終版資料確認印を押印後、1部は申請者に返却し、1部は JSSI にて保存いたします。

◇性能評価案件の公表

性能評価された案件で申請者の承諾のあるものについては、JSSI の会誌等で公表いたします。公表の際に、案件概要を示す公表用のシートが必要となりますので、最終版資料とともに準備をお願いいたします。

■ 審査基準

性能評価の審査は、第2号の2の区分にあつては、平成12年建設省告示第1461号「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」を含む建築基準法令、その他の技術基準に照らし審査いたします。

また、第6号の区分にあつては、平成12年建設省告示第1446号「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」を含む建築基準法令、その他の技術基準に照らし審査いたします。

具体的には、該当する業務方法書をご覧ください。

■ 性能評価委員会の開催日

性能評価委員会は原則として月1回開催されます。

①構造性能評価委員会 原則として毎月第1水曜日

②材料性能評価委員会 原則として毎月第1金曜日

具体的な期日はホームページをご覧ください。担当職員にお尋ねください。

設計変更等

◇設計変更について

第2号の2の区分において、既に性能評価が終了している建築物で、構造設計に変更が生じた場合の取り扱いにつきましては、JSSI 性能評価業務部の担当職員にご連絡ください。

◇申請取下げ及び審査延期の手続き

申請者の都合により、審査途中で申請を取下げの場合は、申請取下げ理由を明記した申請取り下げ届（JSSI-A-08）を提出していただきます。

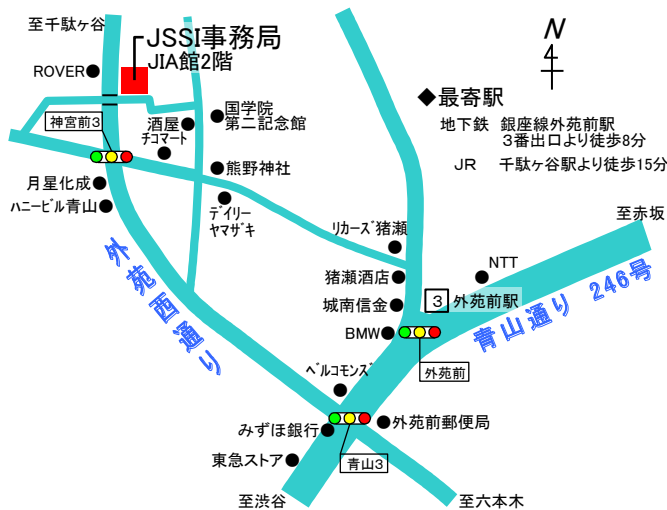
また、追加実験、資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期期日を明記した業務期日延期依頼書／承諾書（JSSI-A-09）を提出していただき、承諾書発行後、審査期日延期の手続きが終了します。

営業時間

性能評価業務を行う時間は、休日を除き、午前9時30分から午後5時30分までとします。

窓口

業務の窓口は社団法人日本免震構造協会・性能評価業務部となります。



性能評価業務部

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 2-3-18

JIA 館 2 階

TEL: 03-5775-5431

FAX: 03-5775-5434

E-mail: sawada@jssi.or.jp

URL: <https://www.jssi.or.jp/>